

2026年3月13日

各位

「当座勘定規定」、「納税準備預金規定」一部改定のお知らせ

株式会社山形銀行（頭取 佐藤 英司）は、「手形帳・小切手帳の発行受付終了」に伴い、以下のとおり、規定を改定いたします。なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。改定後の規定は、改定日に当行ホームページに掲載いたします。

今後も社会情勢の変化に対応しながら、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう、各種サービスの充実に努めてまいります。

記

1. 改定日

2026年4月1日（水）

2. 改定対象

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（個人当座用）
- (3) 納税準備預金規定

3. 主な改定内容

手形用紙・小切手用紙の発行（請求）に係る文言の削除

※ 詳細は別紙をご確認ください。

【お客さまへのお願い】

- ・ お早目に電子的決済サービス等への移行をお願いいたします。
- ・ 代替サービスについては、お取引店までお問い合わせください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
事務統括部 事務企画管理
TEL 023-634-7046（ダイヤルイン）

【受付時間】〈平日〉9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）

| 改定後 | 改定前 |
|--|--|
| <p>山形銀行 当座勘定規定（一般用）</p> <p>第9条（手形、小切手用紙等）</p> <p>（1）～（3） 〈省略〉</p> <p>（4） 払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>第14条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p> | <p>同左</p> <p>第9条（手形、小切手用紙等）</p> <p>（1）～（3） 〈省略〉</p> <p>（4） <u>手形用紙、小切手用紙、または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>第14条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p> |
| <p>山形銀行 当座勘定規定（個人当座用）</p> <p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>（1）～（3） 〈省略〉</p> <p>（4） 払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p> | <p>同左</p> <p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>（1）～（3） 〈省略〉</p> <p>（4） <u>小切手用紙、手形用紙または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p> |
| <p>山形銀行 納税準備預金規定</p> <p>5.（預金の払戻し）</p> <p>（1）～（3） 〈省略〉</p> <p>（4） 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。</p> <p>（5） 〈省略〉</p> | <p>同左</p> <p>5.（預金の払戻し）</p> <p>（1）～（3） 〈省略〉</p> <p>（4） 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。<u>ただし、払戻店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡します</u>ので、それにより納付してください。</p> <p>（5） 〈省略〉</p> |